



2020年8月7日

内閣総理大臣 安倍晋三様  
外務大臣 茂木敏充様  
法務大臣 森まさこ様

公益財団法人 日本 YWCA  
会長 藤谷佐斗子  
総幹事 尾崎裕美子

### 外国籍住民への再入国制限に関する要望書

日本政府は、新型コロナウイルス感染症対策として2020年7月24日時点で146の国と地域からの外国人の入国を原則拒否しています。<sup>1</sup>日本国籍所有者もしくは特別永住者は、PCR検査と2週間の自己隔離を行うことを条件に入国が認められていますが、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」などの在留資格を持つ外国人であっても、日本を出国し入国拒否の対象地域を訪問した場合は、日本への再入国を認めていません。<sup>2</sup>

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」など、在留資格を有し日本を生活基盤としている人々に対し、外国籍であることを唯一の基準に、出国時期によっては日本への再入国が一律に制限されるのは、不合理です。このように市民の生活基盤を考慮せず、一律に厳しい入国制限を科す国は、先進国(具体的にはG7)の中で、日本のみです。

このような厳しい制限のために、日本に在留資格を有し住む外国人が本国の親の葬儀に参列できない不幸や、日本国籍所有者とその外国籍配偶者からなる家族における家族分断が起きている事例も報告されています。留学生を支援する活動を展開している東京YWCAでは、春休みの一時帰国先やボランティア渡航先から日本に戻れなくなり、一部は住んでいるアパートから荷物を撤去されてしまった例、日本で家族と暮らしているにも関わらず特別に入国を許可されるまで日本の空港に長時間留め置かれた例、特定の国の入学予定者の30%が入国できなくなった日本語学校などの事例を経験しています。法務省は人道的な配慮に基づき特段の事情がある場合は、外国籍者の入国を認めるとしていますが、それでも多くの外国籍の人々が、この制限により生活基盤が不安定になったことによる不安な日々を過ごしています。

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」およびその他の中長期滞在者は、日本国籍所有者と同じように日本の社会の一員として生活し、労働や地域社会を通して貢献し税金や社会保険料を納

<sup>1</sup> 経緯として、2020年4月3日に入国拒否の対象に49の国と地域を追加し、全部で73の国と地域とし、入国制限の大規模な拡大を行いました。14日以内にこれらの地域に滞在歴がある外国人について、特段の事情がない限り、入国が拒否されました。入国拒否対象の国と地域はその後も拡大し、7月24日現在で146の国と地域となっています。

<sup>2</sup> もっとも、それぞれの国に入国拒否の措置が始まる前(例えば大規模な対象拡大が行われた4月3日前)に出国した場合など、再入国が制限されることを知らないで出国したことを考慮して再入国を認めるなど、極めて限定的な「特段の事情」があるとされた場合は再入国が認められています。

めています。

それにも関わらず、日本国籍所有者とは異なる待遇を受け、すなわち PCR 検査と2週間の自宅等隔離を条件に再入国ができる処遇を受けられないのは、外国人差別であり、基本的な人権の侵害と言わざるを得ません。

また、これは日本も批准する国際人権規約(自由権規約)12条第4項「何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない」と定める人権を侵害するものであります。同条同項の「自国」とは、国籍国だけを意味すると解する日本政府の立場は、自由権規約委員会の1999年の見解にも、定住国を含むとする一般的解釈にも沿わない独自の見解であり、在留資格を有する外国人の再入国を一律に制限することを正当化できません。

日本YWCAは、一人一人がいかなる国籍を保持しているかにかかわらず個人として大切にされ、人権が尊重される社会を目指して活動しています。

7月22日に「在留資格保持者等の再入国・入国を順次許可すべく検討する方針」が発表されていますが、外国人の再入国に関してのみ「出国前72時間以内のCOVID-19に関する検査証明の取得」が課されるなど、平等とは呼べない状況です。「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」並びにその他生活基盤を日本に置く外国籍住民(中長期滞在者)が日本国籍者と特別永住者と同様の待遇の対象にされることを、強く要望します。